

平成30年

第2回市議会定例会 議案第6号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（  
平成26年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の後ろに「。以下この条において同じ」を加え、  
同条に次の2項を加える。

2 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の  
確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の  
全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの  
役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ  
うにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合  
の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる  
事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所または事業所  
（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所または事業  
所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模

保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）  
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所，幼稚園，認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち，当該地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し，衛生面，栄養面等，調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに，利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や，アレルギー，アトピー等への配慮，必要な栄養素量の給与等，乳幼児の食事の内容，回数および時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

附則第2条中「行う者」の後ろに「（次項において「施設等」という。）」を加え，同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず，施行日以後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については，施行日から起算して10年を経過する日までの間は，第16条，第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）および第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は，適用しないことができる。この場合において，当該施設等は，第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する地域型保育事業所内で調理する方法（第11条の規定により，当該地域型保育事業所の調理設備または調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者の連携施設の確保の特例に関する規定ならびに家庭的保育事業者の食事の提供の特例および食事の提供に係る基準の経過措置に関する規定を整備するため